

◎新潟県告示第273号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

令和元年7月30日

新潟県知事 花 角 英 世

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
南魚沼市立ゆきぐに大和病院	南魚沼市浦佐4115番地
齋藤記念病院	南魚沼市欠之上478番地2
県立津川病院	東蒲原郡阿賀町津川200番地
南部郷総合病院	五泉市村松1404番地1
県立柿崎病院	上越市柿崎区柿崎6412番地1
県立妙高病院	妙高市大字田口147番地1
けいなん総合病院	妙高市田町2丁目4番7号
知命堂病院	上越市西城町3丁目6番31号

2 有効期間 令和元年10月1日から
令和4年9月30日まで